

# 新亀岡市障害者基本計画施策検証結果

亀岡市

## 目次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>1 ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり</b>  | <b>1</b>  |
| (1) 理解・啓発活動の推進                   | 1         |
| (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進          | 3         |
| (3) 交流・ふれあいの場の充実                 | 5         |
| (4) ボランティア活動などへの支援               | 7         |
| (5) 地域で支える基盤づくり                  | 9         |
| <b>2 地域生活を支える体制づくり</b>           | <b>11</b> |
| (1) 障害の早期発見・療育                   | 11        |
| (2) 医療・リハビリテーション                 | 14        |
| (3) 在宅福祉サービスの充実                  | 17        |
| (4) 日中活動の場づくり                    | 20        |
| (5) 居住支援の充実                      | 20        |
| (6) 権利擁護事業の推進                    | 22        |
| (7) 経済的支援の充実                     | 23        |
| <b>3 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり</b> | <b>24</b> |
| (1) 教育環境の充実                      | 24        |
| (2) 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実      | 27        |
| (3) 就労の場の確保                      | 29        |
| <b>4 安心・安全な環境づくり</b>             | <b>31</b> |
| (1) 福祉のまちづくりの推進                  | 31        |
| (2) 移動条件の整備                      | 33        |
| (3) 防災・防犯対策の充実                   | 35        |
| <b>5 情報提供・相談体制の仕組みづくり</b>        | <b>37</b> |
| (1) 相談体制の充実                      | 37        |
| (2) 情報提供体制の充実                    | 39        |

# 1 ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり

## (1) 理解・啓発活動の推進

### 【施策の概要】

市民に対し、市ホームページや広報紙等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）を契機とした啓発活動などにより障害の理解の促進に努めている。

今後は、「改正障害者基本法（平成23年8月施行）」や「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」などの法改正に基づき、「必要かつ合理的な配慮」や「差別の解消」の考えや理念の普及に努めるとともに、地域における交流活動の機会の拡充に努めるなど、障害のある人が積極的に地域活動へ参加できるよう、障害のある人を受け入れる環境づくりについて、地域の理解や協力を得ていくことが必要である。

| 主な施策名               | 主な推進主体 |
|---------------------|--------|
| 新亀岡市障害者基本計画に関する広報活動 | 健康福祉部  |
| インターネットを活用した広報・啓発活動 |        |
| 障害者関係団体による啓発活動      |        |
| 「障害者週間」などの啓発活動      |        |

### 施策の実施状況

- ・新障害者基本計画がすべての市民の福祉向上につながるよう、策定時には新聞、行政広報紙、以後は、市ホームページにより情報提供を行った。
- ・障害者問題についての理解を高める啓発冊子を発行した。
- ・「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）などを契機に、障害と障害のある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を展開した。
- ・亀岡市のホームページを活用して各種福祉施策などの情報を発信した。
- ・広く市民が障害者問題について理解を深めるために、障害者関係団体に委託し、啓発活動を展開した。
- ・聴覚障害者に対し、耳の不自由なことを表すシンボルマーク（シール）を配布するとともに、マークに対する周知と理解の浸透を図り、市窓口に配置した。

### 計画期間内に実施した新規事業

ふくし読本「だれもが生きるよろこびを」発行

#### 内容：

B5版からA4版に拡大し、内容・写真を刷新。デザインも対象児童が興味を持ってくれるよう配慮し、文書内のルビは教育委員会の監修により小学校4～6年生を対象。

#### 次期計画の方向性：

「ふくし読本～だれもが生きるよろこびを～」は障害福祉を難しく説明するのではなく、人と人の心のつながり、障害者への正しい理解、そして人間としての尊さなど、福祉の心を理解し共感するきっかけとなるよう配慮し編集されたもの。

内容を刷新したことで、各学校からのアンケートにおいても好評を得ており、本市のまちづくりに重要な事業と考える。

#### 次期計画の課題、方向性

- 計画の進捗状況を把握し、市ホームページ等で広報する。
- 障害の有無などにかかわらず、どのような人も、あたりまえに社会生活に参加でき、共に交流出来ることが必要である。障害や障害者への理解については、少しずつ深まってきたが、決して十分ではない現状がある。さまざまな場面で、市民一人ひとりの理解と協力を促進していくことが重要である。
- 障害や障害者に対する、市民の理解を一層進めていくために、ふれあいフェスティバルや障害者週間など、さまざまな啓発事業や交流事業を開催し、学校においても福祉教育の更なる推進を図る。
- 「改正障害者基本法（平成23年8月）」に新たに定められた「必要かつ合理的な配慮」の考え方については、学校や地域社会、企業などに対し普及を図り、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充に努めることが必要である。
- 国においては、「障害者差別解消法」を制定するとともに、差別の定義、「合理的配慮」の考え方、差別事案に対応する体制や具体的な対応手順など、法制度の内容が議論されている。平成28年4月の施行に向けて、国や京都府と連携して障害のある人への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取組を推進していく。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むことが必要である。
- グループホームなどの生活の場はこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、整備の際には、施設の建設に対し、障害に対する正しい理解がなされていないことに起因しておこる反対運動によって中断、停滞することがないように、関係機関と協働し、その解消に向けた取り組みを行うなど、施設の円滑な整備の実現を図ることが必要である。

## (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

### 【施策の概要】

人権問題学習の実施・人権啓発イベントの開催や手話講座・手話研修の実施などを通じて、障害のある人を支えるボランティアやNPO、当事者団体の育成および活動の促進を図っている。

市内の小中学校において、障害のある人に対する理解教育を実施しており、その際、障害者関係団体や各事業所の協力をいただき、事業の充実に結びついている。

今後も、家庭・地域・学校など市民の身近な場で人権や福祉について学ぶ機会の充実に努めることが必要である。

| 主な施策名                 | 主な推進主体         |
|-----------------------|----------------|
| 人権問題学習の実施・人権啓発イベントの開催 | 健康福祉部<br>教育委員会 |
| 手話講座・手話研修の実施          |                |
| 学校における福祉教育            |                |

### 施策の実施状況

- ・ 障害者福祉センターでの手話教室を昼及び夜間に継続して実施した。
- ・ 地域での手話教室を契機に、手話サークルを育成できた（犬甘野児童館、東部文化センター等）。
- ・ 市役所内での職員向けの手話研修を実施した。
- ・ 市内全小学校においては、1年生から3年生は特別支援学級との交流など身近な活動を中心に進め、4年生から6年生は、総合的な学習の時間等を活用し、ふくし読本をはじめ障害者団体の方の話を聞いたり、障害者施設との交流を図るなど障害や障害のある人に対する正しい知識の習得や理解に努めている。
- ・ 市内全中学校においては、職場体験や障害者団体の方から話を聞くなどして、障害や障害のある人に対する正しい知識の習得・理解に努めている。

### 計画期間内に実施した新規事業

#### 手話講座・手話研修の実施

##### 内容：

平成23年度市職員採用試験で手話通訳士資格者を募集、24年度に採用し、市民向け手話講座の充実や職員向けの手話研修機会を継続実施している。

##### 次期計画の方向性：

さらに、市民生活の様々な場面で手話が普及するための取り組みを拡充していく。

## 次期計画の課題、方向性

- 「障害者基本法」が改正されて「手話」が初めて言語として認められるなど、障害のある人のコミュニケーション手段が確保される社会をめざすことが求められている。日本の国連障害者の権利条約への批准を受けて、さらに言語としての手話の認知が広まると思われる。
- 市民生活の様々な場面における手話のみならず要約筆記も含めた支援場面の普及が必要となる。
- 手話と合わせて、難聴者・中途失聴者への要約筆記の市民生活の普及を図る。
- 市内全小学校においては、1年生から3年生は特別支援学級との交流など身近な活動を中心に進め、4年生から6年生は、総合的な学習の時間等を活用し、ふくし読本をはじめ障害者団体の方の話を聞いたり、また、障害者施設との交流を図るなど障害や障害のある人に対する正しい知識の習得や理解に努める。
- 市内全中学校においては、職場体験や障害者団体の方から話を聞くなどして、障害や障害のある人に対する正しい知識の習得・理解に努める。

### (3) 交流・ふれあいの場の充実

#### 【施策の概要】

障害者ふれあいサロンについては、亀岡市障害者相談支援センター「お結びサロン」にて開催した。

福祉大会については、障害のある人や障害者福祉団体、ボランティアなど市民全体が参加できる場となるよう、事業の実施に努めた。

また、市内では、スポーツ活動も活発に実施されており、京都府障害者ふれあい広場への選手団の派遣や、障害者福祉センターを中心としたスポーツ教室メンバーが府大会や圏域の交流大会等に参加するなどしている。

生きがいつくりのための環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティアなどの活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進することが必要である。

| 主な施策名         | 主な推進主体 |
|---------------|--------|
| 障害者ふれあいサロンの実施 | 健康福祉部  |
| 福祉大会の開催       |        |

#### 施策の実施状況

- ・障害のある人と地域住民との交流を活発にし、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、障害者ふれあいサロンを実施した。
- ・障害のある人や障害者福祉団体、ボランティアなど市民全体が参加できる福祉大会を開催し、交流を促進するとともに、障害者福祉についての周知・普及を図った。
- ・スポーツ・レクリエーション大会としての京都府障害者ふれあい広場へ毎年亀岡市の選手団を派遣した。
- ・障害者福祉センターを中心としたスポーツ教室メンバーが府大会や圏域の交流大会等に参加をしてきた。
- ・車いす競技として、市の元旦ロードレースや府の車いす駅伝大会等に参加を続けてきたが、平成23年度以降参加者が無くなってきている。

#### 計画期間内に実施した新規事業

##### 障害者ふれあいサロン

###### 内容：

障害のある人もない人も、ぶらりと入ると笑顔が迎えてくれるくつろぎのスペースを亀岡市障害者相談支援センター「お結びサロン」にて期間限定で開催。

#### 次期計画の方向性：

障害のある方との交流機会の充実や福祉教育の推進が求められており、サロンの継続的開催が求められている。

#### 障害者ふれあい事業

##### 内容：

障害当事者団体が中心となって、「フライングディスク」を新競技種目として取り組めた。

#### 次期計画の課題、方向性

- 障害者ふれあいサロンの市民周知を更に進めるなど、参加者が年々増加するよう検討する。
- 交流機会の拡充。  
障害者団体の活動を支援し、障害のある方と地域住民との交流を促進する。
- 既存の大会への継続参加と競技種目の拡充を図る。
- 平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、障害があっても、その特性や程度に応じて、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援する必要がある。
- 障害のある人のスポーツの種類が増加、ニーズの多様化などに対応するため、支援するボランティアの専門知識や技術の取得を支援し、資質を充実させる必要性が高まっている。



## (4) ボランティア活動などへの支援

### 【施策の概要】

社会福祉協議会においては、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成等を実施しており、ボランティアコーディネーターを配置し、活動支援およびボランティア団体間のネットワーク化の促進にも努めている。

障害者当事者団体などへの参加を促進し、それらの団体等への活動支援にも努めているが、会員の減少や高齢化等の課題がある。

今後も、社会参加により、障害のある人となない人との交流を促進する一方で、これらの活動によって、ボランティア活動に関わる人が、その活動により充実感や生きがいを感じられるよう、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進することが必要である。

| 主な施策名            | 主な推進主体  |
|------------------|---------|
| 福祉ボランティアの育成と活動支援 | 健康福祉部   |
| 障害者福祉団体援護事業      | 社会福祉協議会 |

### 施策の実施状況

#### ・ボランティアの育成

地域福祉活動の展開に向けたボランティアの支援及び育成を行っている。

ボランティア人材バンクの充実を図っている。

魅力あるボランティア講座・研修を実施しており、新たなボランティアサークルの育成に繋がった。

ボランティア体験学習を推進している。

ボランティア同士による情報交流を促進している。

#### ・ボランティア活動の支援

ボランティアコーディネーターが、活動支援およびボランティア団体間のネットワーク化の促進に努めている。

#### ・視覚障害者が社会参加するうえで、安全・安心して活動できるように介助をすることを目的として会の運営を援助する。

### 計画期間内に実施した新規事業

#### 歩行訓練、社会見学、音楽教室、手芸教室、料理教室などの介助

##### 内容：

視覚障害者が安全・安心して色々な生活体験ができるように介助する。

##### 次期計画の方向性：

今後も引き続いて会の運営をサポートしていく。

#### 次期計画の課題、方向性

- ボランティアセンターとしての活動の充実を図っていく。
- 登録ボランティアの登録者数は、年々増加しているが、災害時のボランティア活動等の推進を図るためボランティアの育成に努めていく。
- ボランティアコーディネーターが、積極的にボランティア団体間のネットワーク化の促進に努めており、今後は、ボランティアが楽しいものであると多くの市民に理解してもらえるよう広報活動、体験学習の創意工夫を行っていく。
- 視覚障害者の社会生活の援助を必要に応じて行う。
- 会員の高齢化や会員数の減少。

## (5) 地域で支える基盤づくり

### 【施策の概要】

地域では障害のある人の地域生活を、住民同士の助けあいや支えあいにより支援していくため、地域住民をはじめ民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体、当事者団体、保護者会、家族会、市民グループ、NPO等が活動しており、様々な交流や活動、情報交換の機会を通じて、障害のある人やその家族の暮らしを支えるしくみづくりが行われている。

地域の見守り・支え合い活動の活性化としては、地域住民をはじめ民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会などのネットワークづくりを進めた。また、地域住民をはじめ民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会などのネットワークづくりを進めた。

今後も、障害のある人が、地域社会で自立していくには、地域の見守りが不可欠であり地域での支援ネットワークづくりの充実に努めていく必要がある。

| 主な施策名                    | 主な推進主体           |
|--------------------------|------------------|
| 地域の見守り・支え合い活動の活性化        | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進 |                  |
| 地域資源の活用                  |                  |

### 施策の実施状況

- ・見守り・支え合いが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会などのネットワークづくりを進めている。
- ・ボランティア、NPO、事業所、社会福祉協議会が連携して、地域の障害者福祉を推進している。
- ・障害者福祉施設や公的施設での障害者福祉の資源活用を図り、地域の専門的な資格を有している市民のボランティア活動への協力に努めている。
- ・民生委員による見守り活動の推進。

### 計画期間内に実施した新規事業

#### ・地域の見守り・支え合い活動の活性化

内容：

見守り・支え合いが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会などのネットワークづくりを進めた。

#### ・市民・ボランティア・NPOなどの連携推進

内容：

地域福祉の視点に基づき、市民、事業者、ボランティア、NPO、および市、社会福祉協議会がお互いに連携し、協力しながら地域の障害者福祉を推進した。

• **地域資源の活用**

内容：

障害者福祉施設や公的施設での障害者福祉の資源活用を図り地域の専門的な資格を有している市民の人材確保に努めた。

**次期計画の課題、方向性**

- 障害のある人が、地域社会で自立していくには、地域の見守りが不可欠であり地域での支援ネットワークづくりの充実に努めていく。
- 地域での見守り強化をするため、地区社会福祉協議会と障害者団体との交流を推進していく。
- 障害のある人の防災訓練への参加を推進していく。
- 民生委員の活動は、担当地域内における支援を要する人を訪問等により見守っていくものであるが、障害のある人の情報がすべて伝わっているものではないため、民生委員からは対象者情報の開示を求める声がある。しかし、個人情報保護の観点から現在は公開されていないため、十分な見守りにつながっていないのではないかと危惧されている。今後、どのように情報を共有するかが課題である。
- 民生委員との情報共有については検討事項。

## 2 地域生活を支える体制づくり

### (1) 障害の早期発見・療育

#### 【施策の概要】

乳幼児期については、乳幼児健康診査や発達相談等を通じ、障害の発見と相談などの支援を行っている。

児童福祉法等の改正により、平成24年度から、これまでの通所支援、児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、児童発達支援、医療型児童発達支援に一元化された。また、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られている。

自閉症等発達障害に関する知識の普及に伴って、これまで障害があると認識されていなかった人の相談・支援のニーズが急速に増えてきている。そのため、花ノ木の療育教室の支援を受ける中で、平成24年度から、就学前児童の発達を支援するための市独自の療育教室「フレンズ」を開設し支援の充実を図ってきた。

家庭児童相談室では、児童の養育相談、虐待通告への対応や、さまざまな相談支援を行っており、相談件数については、近年は毎年800件以上増加してきており、平成24年度は3,773件となっている。

今後も、障害のある乳幼児及び家族に対する相談支援体制の充実を含め、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めることが必要である。

| 主な施策名             | 主な推進主体 |
|-------------------|--------|
| 早期発見・療育体制の充実      | 健康福祉部  |
| 相談体制・障害児デイサービスの充実 |        |
| 障害児保育の充実          |        |
| 健やか親子ふれあいプランの推進   |        |

#### 施策の実施状況

- ・乳幼児健康診査（4ヵ月・11ヵ月・1歳6か月・3歳児）において、身体運動精神発達の確認をし、障害の早期発見早期治療に努める。
- ・4歳児健康観察事業などの発達支援事業において、発達障害の早期発見や療育・医療などにつなげ、適切な支援を行う。
- ・発達相談や関係機関の専門相談など、個別の発達状態に応じたきめ細かな対応を行う。
- ・医療や福祉、教育機関など児をとりまく様々な関係機関と連携を行う。
- ・障害のある子どもに対する早期療育の場として、障害児デイサービス（現 児童発達

支援事業)の充実を図るため、人員の加算措置等に対する支援を実施している。

- 発達障害支援に不足する早期療育の機会を確保するために、花ノ木の療育教室の支援を受けながら、平成24年度から、就学前児童の発達を支援するための市独自の療育教室「フレンズ」を開設し支援の充実を図ってきた。
- 家庭児童相談室では、相談員が、母子自立支援員や児童相談所、保健所、保健センター等、関係機関との連携を行う中で、児童の養育相談、虐待通告への対応や、さまざまな相談支援を行っている。
- 相談件数については、近年は毎年800件以上増加してきており、平成24年度は3,773件となっている。
- 相談内容については、児童養育や虐待などの家庭関係が約8割を占めており、家庭での養育環境を考慮して、必要に応じ関係機関と連携しながら相談・支援を行っている。

## 計画期間内に実施した新規事業

### • 早期発見・早期療育の充実

内容：

療育教室「フレンズ」を馬路児童館内に開設し、子どもの発達に不安のある親子を支援した。

### 4歳児健康観察票事業・園巡回指導

#### 子育て教室・講座

内容：

年中児の保護者に健康観察票を配布し、発達障害の早期発見のきっかけとする。保育所幼稚園での状況も聞きながら、適切な支援につなげる。必要な保護者には、児への対応の仕方を学ぶ講座を紹介する。

次期計画の方向性：

継続し、より充実した効果的な支援を模索する。

### コモンセンスペアレンティング事業（平成24年度のみ）

内容：

- 児童虐待に関係する講座の開催
- 児童虐待防止に向けたグループワークの実施

次期計画の方向性：

継続し、より充実した効果的な支援を模索する。

## 次期計画の課題、方向性

- 保護者の障害受容の状況とも合わせた、児童に係る相談支援の場と療育の機会充実を目指す。
- フォーマルな子育て機会のみでなく、NPO等を含めた地域資源の子育て拡充の必要

性。

- 発達障害にかかわる支援の充実。

乳幼児期から学童期への途切れないきめ細かな連携。

児をとりまく周囲の理解や支援技術の向上。

就学前の児に適切な支援方法の確立。

- 発達障害児をとりまく周囲の理解や支援技術を向上するための効果的な事業の検討。
- 教育機関などをはじめとする関係機関とのきめ細かな連携の強化。
- 早期の療育相談や療育指導を必要とする子どもたちは増加傾向にあるため、今後も引き続き支援に努めていく。
- 圏域に1つの設置が推進されている児童発達支援センターの役割を、亀岡市において求められているため、圏域内の関係機関との連携が、さらに必要となってくる。
- 発達障害や、児童の特性により、育てにくいと感じる児童を抱える家庭への、相談ニーズの把握及び当該家庭に対する相談支援体制の充実。
- 児童の養育に困り感のある家庭や虐待の危険性がある家庭へのアプローチ方策の充実。

## (2) 医療・リハビリテーション

### 【施策の概要】

疾病等の予防と早期発見を図るための施策については、成人期については、各種健診（検診）や健康相談、健康教室などを実施し、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進している。

医療費等の助成については、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種医療費助成の支給等に努めている。

今後も、住み慣れた地域で、健康に暮らし続けられるよう、健康づくりについての普及啓発や、相談対応等の充実を図ることが必要である。

| 主な施策名             | 主な推進主体 |
|-------------------|--------|
| リハビリテーション体制の充実    | 健康福祉部  |
| 精神障害者について医療機関との連携 |        |

### 施策の実施状況

- ・福祉医療費助成制度 ・重度心身障害老人健康管理事業
- ・自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）
- ・心身障害者医療費補助金
- ・訪問指導の充実  
健康相談、検診、関係機関連携を通じて、訪問による本人・家族への保健指導と相談を実施し、必要に応じ、医療・福祉関係者との連携・調整を行った。
- ・障害者を含む高齢者の身体機能の低下防止・回復のため、介護予防教室を実施。市直営事業として筋力向上トレーニング教室及び脳力アップ教室、元気アップ教室を実施している。また、市内事業所に介護予防事業を委託し実施している。
- ・平成25度から介護予防事業の情報発信及び事業展開の拠点として「あんしん長寿センター」を開設している。
- ・65歳未満の対象者に対して機能訓練事業を実施している。

### 計画期間内に実施した新規事業

- ・自立支援医療特別対策事業（H20年1月診療分～）

#### 内容：

呼吸機能障害3級所持者の在宅酸素療法及びぼうこう・直腸機能障害3級所持者の原因疾患等の治療に対する医療費の一部を公費負担する。



・女性特有のがん検診推進事業(新規)

内容：

乳がん・子宮がん検診について、節目年齢対象者への無料クーポン券と検診手帳の個別通知を実施し、受診勧奨を実施。

・働く世代の大腸がん検診事業(新規)

内容：

大腸がん検診について、節目年齢対象者への無料クーポン券と検診手帳の個別通知を実施し、受診勧奨を実施

共に、自ら検診情報が入手しにくい又は受診行動を起こし難い人の受診促進につながった。

・検診普及啓発事業

がんちゃんの冒険(DVD：字幕・手話付)の配布(新規)

内容：

障害福祉課や関係機関へのがん情報や保健事業案内ちらしの説明・提供。

作業所への検診受診勧奨・検診車の配車調整(継続)

内容：

検診受診勧奨、がん検診の実施。

・健康教育・健康相談(継続)

内容：

出前健康教育の実施

健康相談の実施

次期計画の方向性：

健康相談、健康教育、検診、訪問指導による健康増進。

・脳いきいき活動教室

・脳力アップ教室

・元気アップ教室

・委託型介護予防教室

内容：

体操や手芸等、認知症や身体機能の低下防止を目的としたプログラムを実施する。

次期計画の方向性：

地域への展開も視野に入れ、多様化するニーズに応えられる事業展開を図る。

次期計画の課題、方向性

- ・医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知に努める。
- ・健康格差の縮小を目指した取り組み  
健康づくり情報や保健事業の提供とその利用状況に格差がないか、障害の特性にあった適切な配慮を行っていく必要がある。

- 障害特性に配慮した健康づくり情報の提供の充実。
- 健康教育による生活習慣病の予防。(禁煙・節酒・バランス食・運動・睡眠等生活リズムを整える。)
- 健(検)診受診率の向上により、早期発見、生活習慣の改善や早期治療を促す。
- 市街地周辺や山間部の住民、高齢の障害者が参加しやすいよう、地域型介護予防教室の展開を図る。教室の実施にあたり、市民リーダー、サポーターを育成し教室の講師等として派遣する。
- 申込者が定員を上回り抽選となる場合があるため、抽選に外れた人も参加できるようサロン等の整備を図る。
- 地域への展開にあたり、自治会等関係機関と連携して対応できる体制の構築が必要になる。
- 参加者が自ら介護予防メニューを選択できる事業内容を検討する必要がある。

### (3) 在宅福祉サービスの充実

#### 【施策の概要】

平成 18 年 3 月に「障害者自立支援法」に基づき策定した「障害福祉計画」については、これまで 2 度の見直しを行い、障害福祉サービスの提供体制の拡充に努めてきたが、民間の障害福祉サービス事業所等の拡大などもあり、障害福祉サービス等を利用する障害のある人やサービス利用量は増加している。

この間、平成 22 年 12 月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成 24 年 6 月に、名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われている。

訪問系サービスについては、利用人数及び利用量ともに増加傾向で推移しているが、サービスの量的な確保及び質の向上とともに、多様なニーズに対応したサービス提供の促進に努める必要がある。ショートステイについては、事前の予約で一杯になっており、緊急時の利用に対応することが非常に困難な状況となっている。

今後も、在宅で日々の生活を安心して快適に、自立して送れるよう、障害のある人へのサービスの提供とあわせて、家族等を支援するためのサービス提供体制の充実に努める。

| 主な施策名               | 主な推進主体 |
|---------------------|--------|
| ホームヘルプサービスの充実       | 健康福祉部  |
| デイサービスの充実           |        |
| ショートステイの充実          |        |
| ガイドヘルパーの派遣          |        |
| 手話通訳者・要約筆記者の派遣      |        |
| 入浴サービス              |        |
| 日常生活用具・福祉機器の給付などの充実 |        |
| 精神障害に対する施策の推進       |        |
| 障害者ケアマネジメント体制の整備推進  |        |
| タイムケア事業             |        |

#### 施策の実施状況

- ・ 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせるよう福祉サービスの充実に努めている。また、総合的な支援が行えるよう、計画相談支援の導入に努めている。
- ・ 平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、難病患者等も身体障害者手帳

の有無にかかわらず、必要と認められる障害福祉サービスの受給が可能となった。難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めている。

- ガイドヘルパーの派遣…利用の状況は、着実に伸びているところだが、事業所での職員確保が進まない状況がある。
- 手話通訳・要約筆記者の派遣…市専任職員として手話通訳士を採用して、派遣のコーディネート業務や養成事業も含めた充実を図ってきた。
- 入浴サービス…自宅での入浴支援、生活介護事業所での入浴支援、訪問入浴での支援等充実を進めてきたが、事業所での利用ニーズが増加してきている。
- 日常生活用具・福祉機器の給付・住宅改修…内部障害者の増加によるストマ用装具等の増加の他、重度障害者の在宅支援の充実等により、住宅改修に合わせた福祉機器等のニーズが増加している。
- 精神障害者に対する施策…地域活動支援センターの設置や日中一時支援事業の開設により、居場所支援の機会が充実してきた。
- 障害者ケアマネジメント体制の整備推進…基幹型相談支援センター機能の充実に向けて進めてきた。
- タイムケア事業…当初市町村事業としての日中一時支援で対応してきたが、国制度の放課後等デイサービスが創設され制度移行していく。
- 補装具支給件数 H19 年度：287 件、H24 年度：247 件
- 補装具交付修理自己負担助成事業

## 計画期間内に実施した新規事業

### • 手話通訳専任職員の確保

内容：

平成23年度に職員採用試験（平成24年度採用）を行い、市正職員として手話通訳士資格者を確保しコミュニケーション支援事業の充実を図ってきた。

次期計画の方向性：

国の意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の充実に向けて、専任職員の確保を今後とも図っていく。

## 次期計画の課題、方向性

- 今後も、地域で安心していきいきとした生活を送れるよう、引き続き福祉サービスの充実と支援を進めていく。
- ショートステイ等事業所は、徐々に増加しているが実際に緊急時に対応できる事業所がほとんどなく、市町村事業のサービスメニューにおける制度の谷間を埋めるサービスの確保が必要。

- 手話通訳者の派遣について、国制度が「意思疎通支援事業」として事業体制が整備されたことを受けて、設置・養成・派遣について亀岡市が主体となる取り組みが必要。
- 障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具の給付や日常生活用具の給付について引き続き実施する。

## (4) 日中活動の場づくり

### 【施策の概要】

市町村事業での日中一時支援事業所の整備を進めてきたが、今後は、NPO等の協力を得て、地域サロン等の幅広い居場所の開拓や当事者関係団体等が主体となる居場所づくりの拡充を支援する必要がある。

| 主な施策名        | 主な推進主体 |
|--------------|--------|
| 多様な日中活動の場づくり | 健康福祉部  |

### 施策の実施状況

- ・市町村事業での日中一時支援事業所の整備を進めてきた。

### 次期計画の課題、方向性

- ・NPO等の協力を得て、地域サロン等の幅広い居場所の開拓が必要。
- ・当事者関係団体等が主体となる居場所づくりの拡充を支援する必要がある。

## (5) 居住支援の充実

### 【施策の概要】

亀岡市内の平成24年度末のグループホーム、ケアホームは、16ヶ所となっている。障害のある人が地域生活を送る上で最も基本となる一つに、住まいの場となるグループホーム等の居住系サービスを整備・充実することが重要である。

| 主な施策名       | 主な推進主体 |
|-------------|--------|
| 居住支援サービスの充実 | 健康福祉部  |

### 施策の実施状況

- ・障害のある人が地域で生活できるよう、グループホーム、ケアホームの整備に対する支援に努めている。
- ・国における家賃助成制度や施設整備に要する経費の補助制度等により、その整備が進

んでいる。

- 亀岡市内の平成24年度末のグループホーム、ケアホームは、16ヶ所になっている。

#### 次期計画の課題、方向性

- 今後も、地域での生活、グループホームの希望は増えてくるため、引き続き施設整備に対する支援を進めていく。

## (6) 権利擁護事業の推進

### 【施策の概要】

権利擁護事業については、成年後見制度等の周知・普及と利用の促進を図っている。  
成年後見制度の活用が相談支援体制の充実に取り組む中で増加している。

今後は、障害者の高齢化だけでなく、介助者や家族も高齢化していることから、権利擁護支援のさらなる充実が求められており、市民後見制度の開拓や、市民後見人、および民間法人等による後見人制度の開拓と養成に努めることが必要である。

| 主な施策名       | 主な推進主体 |
|-------------|--------|
| 権利擁護事業の推進   | 健康福祉部  |
| 成年後見制度の利用促進 |        |

### 施策の実施状況

- 相談支援体制の充実に合わせて、福祉サービスの利用支援や金銭管理サービスの利用が増加している。
- 成年後見制度の活用が相談支援体制の充実に取り組む中で増加している。

### 計画期間内に実施した新規事業

#### ・成年後見制度の利用

##### 内容：

経済的に後見制度の利用が難しい人を対象に、後見開始の審判請求を支援することと合わせて、後見人の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施した。

### 次期計画の課題、方向性

- 市民後見制度の開拓が課題となる。
- 市民後見人、および民間法人等による後見人制度の開拓と養成。



## (7) 経済的支援の充実

### 【施策の概要】

経済的支援については、府の制度なども活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種手当の支給等に努めている。

今後も、経済的負担を軽減する年金や手当などの制度の周知を図るため、広報紙やホームページなどによる情報提供や相談体制の充実を図ることが必要である。

| 主な施策名     | 主な推進主体 |
|-----------|--------|
| 各種福祉手当の支給 | 健康福祉部  |
| 各種減免制度の周知 |        |

### 施策の実施状況

- ・ 特別障害者手当など、各種手当の支給により、障害による特別な負担に対して経済的支援を実施している。
- ・ 特別障害者手当などの申請用診断書料の助成をしている。
- ・ 所得税・住民税の控除、軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、自動車税・自動車取得税などの各種割引・減免制度の周知・普及に努めていく。

### 次期計画の課題、方向性

- ・ 障害者への経済的所得補償や所得支援は、障害者の生活の経済的安定を図るために一定の役割があることから引き続き支援を実施する。
- ・ 今後も、さまざまな減免制度の周知を図っていく。利用しやすい制度となるよう関係機関に要望していく。

### 3 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

#### (1) 教育環境の充実

##### 【施策の概要】

本市では、特別支援教育を効果的に推進するために、市内全校に特別支援教育支援員を配置し、全校的な支援体制を確立することや、通級指導教室での指導・教育、巡回相談などを実施している。

また、小中学校とも障害者施設や福祉施設などとの交流が実施されており、障害のある人や福祉に関する理解に結びついている。

放課後児童会については、近年、放課後児童会を利用する児童は増加傾向にあるなか、支援を要する児童の受け入れも増加傾向にある。対象児童の拡大には指導員の増員が必要となるが、職員体制を検討し再構築する必要がある。

今後も、特別支援を要する子どもが生活する地域において、必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な支援の充実に努めることが必要である。

| 主な施策名                        | 主な推進主体 |
|------------------------------|--------|
| 教育・医療・福祉などの専門家による相談・支援チームの確立 | 教育委員会  |
| 特別支援教育推進体制の整備                |        |
| 障害のある子どもへの専門的な教育の充実          |        |
| 就学相談・指導の充実                   |        |
| 放課後児童会などへの支援                 |        |

##### 施策の実施状況

- ・医療、福祉、教育の関係者で構成する亀岡市就学指導委員会において、就学巡回相談等を実施し、就学先の支援についての情報提供や具体的な支援方法等について、各学校と連携しながら保護者と継続的に相談を実施している。
- ・特別支援教育支援員を市内全校に配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、必要に応じ適切な支援を行っている。
- ・特別支援学級や通級指導をとおして、それぞれの児童生徒の発達段階や状況に応じた指導を行っている。
- ・通級指導教室において、それぞれの児童生徒の発達検査・相談を行い、就学相談等につなげることや、学校や幼稚園、保育所等での効果的な指導・支援の方策について助言し、個々のニーズに応じた指導・支援を展開している。

- 京都府総合教育センターや亀岡市教育研究所において開催される研修会等に、関係教職員を中心に参加させ資質の向上に努めるとともに、研究会等を開催し指導内容の充実に努めている。
- 小学校においては七夕交流会を、また、中学校においては支援学級交流会を開催している。また、小中学校とも障害者施設や福祉施設などとの交流を図っている。
- ふくし読本を活用し障害や障害のある人に対する正しい知識の習得や理解に努めている。あわせて、障害者団体の方の話を聞いたり、障害者施設との交流を図っている。
- 亀岡市立小学校に在学する1年～3年生の児童のうち、保護者の就労等の理由により放課後帰宅しても保育を受けることのできない児童等を対象に、生活の場として放課後児童会を開設し、児童の健全な育成及び保護者の就労支援を目的に実施。
- 近年、放課後児童会を利用する児童は増加傾向にあるなか、支援を要する児童の受け入れも増加傾向にある。
- 一方、児童と直接ふれあう指導員が不足している現状にあり、生活支援、自立援助などの保育内容の確保・充実にに向けた体制整備の構築が必要となっている。

#### 次期計画の課題、方向性

- 医療、福祉、教育の関係者で構成する亀岡市就学指導委員会を運営する中で、就学巡回相談等を実施し、就学先の支援についての情報提供や具体的な支援方法等について、各学校と連携しながら保護者と継続的に相談を実施していく。
- 特別支援教育支援員を市内全校に配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、必要に応じた適切な支援の充実に努める。
- 特別支援学級や通級指導をとおして、それぞれの児童生徒の発達段階や状況に応じた指導が行えるよう継続的に取り組む。
- 通級指導教室において、それぞれの児童生徒の発達検査・相談を行い、就学相談等につなげることや学校や幼稚園、保育所等での効果的な指導・支援の方策について助言し、個々のニーズに応じた指導・支援が展開できるよう充実に努める。
- 京都府総合教育センターや亀岡市教育研究所において開催される研修会等に、関係教職員を中心に参加させ資質の向上を図るとともに、研究会等を開催し指導内容の充実に取り組む。
- 小学校においては七夕交流会開催・充実に、中学校においては支援学級交流会の開催・充実に努めるとともに、障害者施設や福祉施設などとの交流を継続していく。
- ふくし読本を活用し障害や障害のある人に対する正しい知識の習得や理解に努める。あわせて、障害者団体の方の話を聞いたり、障害者施設との交流を図る中で、知識の習得や理解に向け継続的な指導を行う。
- 児童福祉法の改正に伴い、今後、対象児童の拡大を検討することとなる。
- 対象児童の拡大には指導員の増員が必要となるが、異年齢児童に対応する専門性に加え、個々の支援内容に対応できる専門性が必要となり、職員体制を検討し再構築する

必要がある。

- 支援には専門性に加え、学校など関係機関との連携のもと保育を実施することが必要であり、連携体制の構築を検討する必要がある。
- 児童期の発達の特徴や個々の支援内容に合わせた対応が必要となることから、専門的知識を有する指導員の確保及び専門性を高めるための体制を検討する必要がある。

## (2)文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 【施策の概要】

個性や創造性あふれる障害のある人の文化・芸術活動の、作品そのものの芸術性を評価する動きが亀岡市でも見られるようになってきている。社会福祉法人の取り組みとして、平成24年度の「みずのき美術館」の開設をはじめ、圏域での文化活動を推進されている。

障害者福祉センターでは、文化活動を支援する教室やスポーツ教室等が実施されている。

社会教育指導員のもとにそれぞれの障害に合った教室を開催し、障害のある人に学習機会の提供や社会参加の促進を図っている。

今後も、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、学習活動などを行える環境を整備するとともに、障害のある人自身の活動や、それをサポートする団体などの活動を支援することにより社会参加を促進することが必要である。

| 主な施策名             | 主な推進主体         |
|-------------------|----------------|
| 障害者スポーツ推進事業       | 健康福祉部<br>教育委員会 |
| スポーツ施設の整備         |                |
| 学習機会の充実、障害者教室開催事業 |                |

### 施策の実施状況

- ・障害者生活文化展を毎年実施してきた。
- ・社会福祉法人の取り組みとして、平成24年度の「みずのき美術館」の開設をはじめ、圏域での文化活動を推進してきた。
- ・障害者福祉センターでの文化活動を支援する教室やスポーツ教室等を継続実施してきた。
- ・障害者、高齢者の方が、スポーツに親しむことができる機会の提供を行った。  
毎月1回 生涯スポーツデーを運動公園体育館で開催し参加を得ている。  
元旦ロードレースに車イスの部門を設けているが、本年度も参加が無い状況。
- ・七谷川野外活動センターに、平成23年度に障害者トイレを新調した。
- ・社会教育指導員のもとにそれぞれの障害に合った教室を開催し、障害のある人に学習機会の提供や社会参加の促進を図っている。

### 計画期間内に実施した新規事業

#### みずのき美術館の開設

内容：

障害のある人もない人もともに芸術の機会を確保するために社会福祉法人により美術館が開設された。

#### かめのご学級

内容：

知的障害者学級  
音楽・体操・工作教室など

次期計画の方向性：

今後も継続して障害者の学習支援や情報提供を行っていく。

#### かめの会

内容：

聴覚障害者学級  
情報を聞く会・料理教室など

次期計画の方向性：

今後も継続して障害者の学習支援や情報提供を行っていく。

#### ふれあい学級

内容：

視覚障害者学級  
音楽・俳句・料理教室など

次期計画の方向性：

今後も継続して障害者の学習支援や情報提供を行っていく。

#### 次期計画の課題、方向性

- ・スポーツ事業の参加が少ない。今後、参加しやすい環境づくりを検討していく。
- ・スポーツ事業において、障害者の方も参加しやすい競技種目を検討することとする。
- ・各学級ともに学級生の高齢化が進み、学習意欲があるにもかかわらず、教室への交通手段などが課題となっている。また、障害者の教室を円滑に運営するには多くのボランティアの協力が必要であるが、ボランティアの人数不足も課題となっている。障害者学級についての啓発（個人情報との関係で個別に案内や広報ができないため。）

### (3) 就労の場の確保

#### 【施策の概要】

雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「なんたん障害者就業・生活支援センター」等で行われているが、引き続き障害のある人それぞれの意欲や能力、適性に応じた対応が必要である。さらに就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立や、離職後の就労への再チャレンジを支援できる体制づくりについても、引き続き取り組む必要がある。

法定雇用率については平成 25 年 4 月から引き上げられたことに加え、平成 30 年からは精神障害のある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わるなど、支援体制の充実が必要である。

一般就労が困難な人については、福祉的就労へのニーズが高く、サービス提供事業所の安定的な運営への支援や、就労の喜びをもたらすような工賃の確保が重要な課題となっている。そのため、①就労の場確保・拡大のための事業開拓や共同受注システムの構築、啓発事業の実施、②市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障害者就労施設へ委託することによって障害者の仕事確保を図った。

| 主な施策名                | 主な推進主体         |
|----------------------|----------------|
| 就労に関する相談体制の確立        | 健康福祉部<br>企画管理部 |
| ジョブコーチなど就労支援の推進      |                |
| 職業訓練の支援              |                |
| 公的機関・民間企業における雇用拡大の促進 |                |

#### 施策の実施状況

- 支援学校卒業後の進路先について、学校、相談支援事業所、就業・生活支援センター等と連携する中で、本人の適性や能力に応じた進路先が選択できるよう努めている。
- 福祉的就労施設の整備については、土地の提供等も行ってきたところだが、需要に見合った施設整備にはなっていないところである。
- 障害者が生きがい・働きがいを持ち、安心して生活するため、身近な地域での就労の場である障害者就労支援施設の仕事の確保は重要であり、市内障害者就労施設間の連携強化の中で、①就労の場確保・拡大のための事業開拓や共同受注システムの構築、啓発事業の実施、②市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障害者就労施設へ委託することによって障害者の仕事確保を図った。
- 就労支援施設に通う障害のある人たちの生きがい・働きがいの創出や収入アップのための仕事確保を目的として、市役所本庁舎内において、「ほっとはあと製品」の販売会

- を亀岡市障害者就労支援共同センター主催で毎月第4火曜日に実施しており、新聞、市ホームページ、市職員用庁内掲示板で啓発し、毎回多くの方々に好評を得ている。
- 本市の職員採用については、現在、障害者の雇用の促進に係る法定雇用率を達成している。

## 計画期間内に実施した新規事業

### 亀岡市障害者就労支援促進事業

#### 内容：

#### 1. 障害者就労開拓支援事業

市内5ヶ所の就労支援施設の連携強化の中で、障害者が就労できる仕事の確保に向けて企業等へ働きかけ、HPによる情報発信や受注システムの構築や啓発事業を委託により実施。

#### 2. 障害者就労支援委託事業

市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障害者就労施設へ委託することによって障害者の仕事確保を図る。

## 次期計画の課題、方向性

- 支援学校の卒業生や障害のある人が、適性や能力に応じた希望する福祉的就労施設に通所できるよう引続き施設整備に対する検討が必要。
- 法定雇用率については平成 25 年4月から引き上げられるとともに、平成 30 年からは精神障害のある人の雇用を義務付ける方針になっており、障害のある人の働きやすい職場環境を整備することが必要。
- 雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）」に基づき、障害のある人と障害のない人との均等な機会及び待遇の確保、並びに障害のある人が自己の能力を有効に発揮できる環境の整備を促進することが必要。
- 企業などにおいては、法定雇用率の達成に加え、障害特性を十分に理解し、障害のある人に対する「合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要。
- 今後の採用においても、法定雇用率を基準として取り組みを進める。
- 法定雇用率の達成を維持するために、障害者だけを対象とした採用試験を検討する。



## 4 安心・安全な環境づくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 【施策の概要】

関係法令等に基づき、障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりの実現のため、公共施設等の整備に取り組んでいる。

「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」をめざした「福祉のまちづくり」の整備を進める必要がある。

| 主な施策名                       | 主な推進主体                     |
|-----------------------------|----------------------------|
| 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 | 健康福祉部<br>まちづくり推進部<br>教育委員会 |
| 学校施設・住宅・公園などの整備             |                            |
| 道路など交通環境の整備                 |                            |

#### 施策の実施状況

- 施設の改築工事等に合わせ、多目的トイレ等の設置を行った。

(参考) 多目的トイレが設置されている学校。

亀岡小学校、安詳小学校、東別院小学校、曾我部小学校、吉川小学校、蔦田野小学校、本梅小学校、青野小学校、大井小学校、千代川小学校、保津小学校、つつじヶ丘小学校、城西小学校、詳徳小学校、南つつじヶ丘小学校、亀岡中学校、南桑中学校、東輝中学校

#### 計画期間内に実施した新規事業

- 公共施設における障害者トイレ等バリアフリー情報を市ホームページに掲載

##### 内容：

公共施設における障害者トイレ等バリアフリー情報を掲載し、広く市民に啓発。平成26年度には障害者福祉制度案内用に配布している「障害者福祉のてびき」においても掲載し、更なる周知を図ることとする。

##### 次期計画の方向性：

障害のある方が利用できるトイレの設置など、バリアフリー化を進め、快適に利用できるよう、環境づくりを進める。

## 次期計画の課題、方向性

- 障害者への情報提供を、障害特性に配慮した方法で進めていく。障害があることにより、情報の利用で格差が生じないように、誰もが等しく情報に接し、利用することが出来るよう対応を進める。
- 障害のある児童・生徒をはじめ、すべての人が自らの意思で移動できる学校生活を送れるよう、整備を行う。(継続施策)

## (2) 移動条件の整備

### 【施策の概要】

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく「亀岡市交通バリアフリー基本構想」により、重点整備地区内における旅客施設、駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っており、平成25年3月に策定した「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」の整備方針に基づき、JR千代川駅東側広場等の整備を進めている。

自動車の利用に対する支援については、自動車運転免許の取得に係る経費や改造に係る経費の助成を行ってきた。

ガイドヘルパーの養成については、京都府と連携してヘルパー養成の機会について情報提供を行った。

また、ふるさとバス、コミュニティバスには、低床式バス・リフト付きバスなどで運行している。

亀岡市福祉有償運送運営協議会を設置・開催し、ボランティアによる移動支援の充実に努めている。

| 主な施策名                | 主な推進主体  |
|----------------------|---------|
| 「亀岡市交通バリアフリー基本構想」の推進 | 健康福祉部   |
| 自動車の利用に対する支援         | 政策推進室   |
| ガイドヘルパーの養成とネットワーク化   | 総務部     |
| ボランティアによる移動支援の充実     | 社会福祉協議会 |

### 施策の実施状況

- ・外出などが困難な障害のある人に「福祉タクシー利用券」を発行し、料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図っている。
- ・自動車運転免許の取得に係る経費や改造に係る経費の助成を行ってきた。
- ・専ら障害者のために使用されている軽自動車について亀岡市税条例第84条の2の規定に基づき、軽自動車税の減免をしている。（普通自動車の減免を受ける場合を除く）  
【減免の対象となる障害の区分については亀岡市税条例施行規則第41条に規定。減免の対象となる車両は4月1日現在所有の軽自動車で、障害者1人につき1台に限る。減免の申請期間は4月1日から軽自動車税の納期限の7日前まで。減免台数は年々増加している。】
- ・ガイドヘルパーの派遣事業所の新規参入事業者確保に努めてきた。

- ・京都府と連携してヘルパー養成の機会について情報提供を行った。
- ・ふるさとバス、コミュニティバスには、低床式バス・リフト付きバスなどで運行している。
  - 平成17年4月からふるさとバス4台リースにより運行（リフト付きバス）
  - 平成21年1月コミュニティバス1台更新（ノンステップバス）
  - 平成22年2月ふるさとバス1台購入（ノンステップバス）
- ・障害のある人の交通手段である移送ボランティアの連携・ネットワークづくりを図り、利用しやすいシステム構築に努めている。
- ・亀岡市におけるNPO法人によるボランティア輸送としての有償運送の必要性並びにその実施に伴う安全の確保及び旅客の利便性の確保について協議するため、亀岡市福祉有償運送運営協議会を設置・開催している。

## 計画期間内に実施した新規事業

### 「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」の推進

#### 内容：

平成25年3月に策定した「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」の整備方針に基づき、JR千代川駅東側広場等の整備を進める。また、JR千代川駅のバリアフリー化についても、鉄道事業者へ早期整備の要請をする。

#### 次期計画の方向性：

この基本構想を千代川駅周辺地区のまちづくりの指針とし、各事業者や施設管理者において、施設のバリアフリー化を進める。

### 亀岡市福祉有償運送運営協議会の設置

#### 内容：

上記【施策の実施状況】と同じ。

#### 次期計画の方向性：

引き続き運営協議会を開催し、必要事項を協議する。

## 次期計画の課題、方向性

- ・ガイドヘルパー人材確保への事業所支援が課題。
- ・ガイドヘルパーの人材確保にかかる市独自の養成講座にどう取り組むか。
- ・今後も引き続き軽自動車税の減免を行う。
- ・今後も、ふるさとバス、コミュニティバスを購入する際には、低床式バスを購入する。また、京阪京都交通で路線バスを購入する際にも、できる限り低床式バス・リフト付きバスなどを購入するよう働きかける。
- ・公共施設間を巡るコミュニティバスの運行については、今後とも継続し維持していく。
- ・移送ボランティアについては、今後もサポートして行くが、ボランティアとしての交

通手段なので、利用対象範囲を利用者に理解してもらう必要がある。

- 現在の取組みを今後も継続していく。
- 利用者に介護タクシーと移送ボランティアの違いを理解してもらうように努めていく必要がある。
- バスやタクシー事業者による補完が困難である地域住民の生活に必要な輸送を確保するため、新たにボランティア活動をしようとするNPO法人等があったとき及び運営協議会の合意を既にうけているNPO法人の更新登録等を協議するとき、亀岡市福祉有償運送運営協議会を開催する。
- ボランティア輸送としての有償運送を新たに実施しようとするNPO法人等の申請があった場合、亀岡市福祉有償運送運営協議会を開催する。

### (3) 防災・防犯対策の充実

#### 【施策の概要】

東日本大震災での課題を踏まえ、障害のある人など災害時要援護者の避難支援や情報伝達方法、避難所の運営などのさらなる充実が求められている。

「亀岡市ふれあいネットワーク制度」については、国の「災害時における要配慮者支援のためのガイドライン」に基づいて作成されているが、「改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月）」を受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」として改訂されたことから、見直しが必要になっている。

また、特に配慮すべき障害のある人等のために2次的に開設される「福祉避難所」については、その拡大や体制面での充実が求められている。

| 主な施策名         | 主な推進主体 |
|---------------|--------|
| 消防緊急通信システムの充実 | 健康福祉部  |
| 地域防災体制の確立     | 総務部    |

#### 施策の実施状況

- 亀岡市要配慮者支援事業「ふれあいネットワーク」を実施し、民生委員児童委員を中心に災害時に避難に支援を要する人を登録してきた。（登録者数 7,131 人）
- 国、府の防災計画等の改正に伴い、随時、亀岡市地域防災計画の見直しを行うとともに

に、障害者や高齢者など、災害時における要配慮者への支援を行う「亀岡市ふれあいネットワーク制度」などを亀岡市地域防災計画へ反映させ、災害時の支援体制等について定めている。

- 亀岡市総合防災訓練や防災講演会の実施により、防災意識の向上を図っている。

## 計画期間内に実施した新規事業

### • 亀岡市地域防災計画の見直し

#### 内容：

平成19～20年度にかけて、亀岡市地域防災計画を「一般計画・災害予防計画編」「風水害等対策計画編」「地震対策計画編」「事故対策計画編」「資料・マニュアル編」の5編に再編した。

#### 次期計画の方向性：

国・京都府の動向を踏まえ、随時見直しを行う。

## 次期計画の課題、方向性

- 災害対策基本法の改正に伴う、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組みにおける、障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れる避難所や福祉避難所の体制整備。
- 大規模災害発生時に地域住民が障害のある人を円滑に避難誘導できる体制。
- 避難所等へのコミュニケーション支援員（手話通訳者等）の派遣体制の構築。
- 災害発生後の被災者にこころのケアを実施する体制の検討。
- 現在「災害時における要配慮者支援のためのガイドライン」に基づいて実施してきた「ふれあいネットワーク」については、平成25年6月に改正された災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられたことに伴い、大きく方向転換する必要がある。今後、関係機関等と検討を進める必要がある。
- 「改正災害対策基本法（平成25年6月）」、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に向けて調整を進める。

## 5 情報提供・相談体制の仕組みづくり

### (1) 相談体制の充実

#### 【施策の概要】

「障害者自立支援法」の一部改正（平成24年4月施行）により、すべての障害福祉サービス利用者について、平成26年度末までにサービス等利用計画を作成することが定められ、計画作成を担う指定特定相談支援事業所の拡大が求められている。また、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言・指導や資質向上研修を実施する機関として「基幹相談支援センター」が法制化され、相談支援体制の強化が求められていることから、本市では、障害者相談支援センター「お結び」がその機能を果たすとともに、虐待対応窓口、権利擁護窓口機能を含めて整備を進めてきた。

また、相談員制度については、身体障害者相談員・知的障害者相談員の他に、市独自の精神障害者相談員を設置し、障害者相談支援員体制の充実を図ってきた。

今後も、相談支援事業、障害者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障害のある人を支えていく仕組みを強化する。

| 主な施策名                  | 主な推進主体 |
|------------------------|--------|
| 障害者生活支援センターの事業の推進      | 健康福祉部  |
| 精神障害者に対する相談体制の確立       |        |
| 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実 |        |
| 民生委員・児童委員の相談活動の充実      |        |

#### 施策の実施状況

- ・一般相談窓口の整備として、主な市内社会福祉法人に委託の体制整備を進めてきた。
- ・基幹型の相談支援センター機能の充実に向けて、障害者相談支援センター「お結び」を中心に虐待対応窓口、権利擁護窓口機能を含めて整備を進めてきた。
- ・身体障害者相談員・知的障害者相談員の他に、市独自の精神障害者相談員を設置し、障害者相談支援員体制の充実を図ってきた。

#### 計画期間内に実施した新規事業

- ・ **障害者相談支援センター事業の推進**

内容：

障害者相談支援センター「お結び」の開設により、基幹型相談支援センター機能の

充実を図ってきた。

・精神障害者に対する相談支援体制の充実

内容：

身体障害者相談員・知的障害者相談員の他に、市独自の精神障害者相談員設置を行ってきた。

次期計画の課題、方向性

- ・法人単位での一般相談支援事業の実施と合わせて、事業所単位での相談支援ができるスタッフの確保。
- ・計画相談事業と連携した相談支援ネットワーク体制の確保。
- ・障害児への相談支援体制を含めたネットワークの充実。
- ・基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワークの発展と、自立支援協議会機能の充実を図っていく。
- ・「障害者自立支援法」の一部改正（平成 24 年 4 月施行）により、すべての障害福祉サービス利用者について、平成 26 年度末までにサービス等利用計画を作成することが定められ、計画作成を担う指定特定相談支援事業所の拡大が求められている。
- ・平成 24 年度から、病院や入所施設からの地域移行支援事業は、地域移行支援・地域定着支援として、個別給付となっている。障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、拡大を図る必要がある。



## (2) 情報提供体制の充実

### 【施策の概要】

障害のある人の情報入手手段を確保するため、本市ホームページや広報紙、「障害者福祉のてびき」の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用など、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めている。

平成25年6月に施行された改正公職選挙法においては、成年被後見人の選挙権の回復が図られるとともに、公正な選挙の実施を確保するための新たな取り組みが謳われている。本市においても、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙事務を行うに当たっては、障害のある人が、その権利を円滑に行使することができるよう留意する必要がある。

自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた情報提供の充実に努めている。

| 主な施策名             | 主な推進主体 |
|-------------------|--------|
| 情報機器・備品の設置促進      | 健康福祉部  |
| 情報管理システムづくり       | 教育委員会  |
| インターネットなどの情報技術の活用 | 総務部    |

### 施策の実施状況

- ・ 障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめた「障害者福祉のてびき」の内容の充実に努めるとともに、必要な情報が必要としている人に的確に伝わるよう、亀岡市視覚障害者協会会員などの方を中心に配布するため「障害者福祉のてびき(点字版)」、「障害者福祉のてびき(CD版)」を作成した。
- ・ 声の広報について、亀岡市視覚障害者協会の協力のもと継続して行ってきた。
- ・ 音声拡大読書機「読むべえ」を平成21年度に設置。
- ・ 大活字本・朗読CDを所蔵。
- ・ 「バリアフリーえほん」「オーディオブック(CD)」など子どもたちが興味をもつ本・CDの収集。
- ・ 市ホームページによる災害・防災情報等の提供。
- ・ 防災情報かめおかメールによる気象情報、避難情報等の発信。
- ・ 携帯電話会社による緊急速報メール(エリアメール)の活用。
- ・ J-アラート(全国瞬時警報システム)による緊急地震速報等の配信。

- 広報車両の充実。
- 選挙に関する情報については、啓発ビラ（白ばら）の新聞折り込みやホームページに掲載する等の方法により周知している。
- 選挙公報の点字版・DVD版を作成し、障害者団体等を通じ視覚障害者の方に配布している。
- 投票所での職員による代理投票制度や一定の障害のある方は、郵便等による不在者投票制度を活用されている。
- 身体障害者の方が投票しやすいよう投票所にスロープ、車いすを設置している。
- 亀岡市ホームページで行政情報を提供している。ホームページは、誰もが読みやすく分かりやすくするために、本文の見出しや文字表記等をアクセシビリティに配慮し作成を行っている。

## 計画期間内に実施した新規事業

- 選挙公報の点字版・DVD版作成

内容：

視覚障害者の方によりよい環境で投票してもらうよう選挙公報の点字版・DVD版を作成。

## 次期計画の課題、方向性

- 障害のある人自身の自立や社会参加の可能性を広げることができるよう情報提供手段の確保に努める。
- 視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、利用者の参画を受けながら情報内容の充実を図る。
- 今後も資料の整備・利用の促進に向けた啓発等を充実させていく。
- 資料の整備・利用の促進に向けた啓発等を充実させていく。
- 貸出サービスのシステムの検討を行う。
- 教育、福祉関係機関との連携を強めながら、障害のある子どもの読書活動の推進を図る。
- 防災情報かめおかメールの登録者の拡大。
- 災害時においては、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、必要な情報をより迅速かつ確実に市民に知らせることができるようシステムづくりなど、緊急時の情報伝達手段の確保。
- 選挙は、民主主義の根幹をなすものであること、また平成23年7月に障害者基本法が改正され、「投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」と規定されたことから、スムーズに投票して頂けるよう選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、投票環境を整備していく必要がある。

- 現在、様々な施策を実施しているが、スムーズに投票して頂けるため、どのように障害者の方に投票制度を情報提供していくのか、また投票しやすい環境整備を図っていくのかについて、障害の内容や程度により、情報提供や環境整備する手段や方法が異なることから、障害者の方の考えや意見を把握することが必要であると考えます。
- 誰もが読みやすく分かりやすいページにするために、ページ作成時に、各ページ内の重要な情報の配置場所や文字間の空白、文字の色等のアクセシビリティに配慮する。